

北海道告示第10919号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年（2021年）6月28日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 漁業者の名称 朱太川漁業協同組合
及び住所 寿都郡黒松内町字黒松内631番地の20
- 2 漁業権の免許番号 後内共第4号
- 3 変更の内容 次のとおり

「次のとおり」は省略し、水産林務部水産局漁業管理課及び後志総合振興局産業振興部水産課に備え置いて縦覧に供する。

- 4 変更した遊漁規則 令和3年6月28日
の施行の日